

別表1：植物等の輸出検疫条件一覧

諸外国に植物等を輸出する場合の検疫条件一覧(早見表)：貨物編

本表は平成21年4月3日現在の情報に基づくものです。

種類	くだもの										やさい(果菜)					やさい(葉菜)			やさい(根菜)					備考												
	カキ	キウイフルーツ	サクランボ	日本ナシ	西洋ナシ	ビワ	ブドウ	ミカン(温州)	モモ	リンゴ	イチゴ	カボチャ	キュウリ	スイカ	トウガラシ	トマト	ピーマン	メロン	キャベツ	ネギ	ミョウガ	レタス	シヨウガ		ダイコン	タマネギ	ナガイモ	ニンジン	ワサビ	コメ(精米)	緑茶(製茶)	切り花(盆栽を含む)	苗木類(盆栽を含む)	左に掲げるもの		
アジア	韓国	○	○	○	×	×	×	○	○ ^{*1}	×	×	○	○	×	×	○ ^{*2}	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○ ^{*3}	○	○	○	◎	△	△	△	<p>【表中の記号について】</p> <p>◎：植物検疫証明書無しで輸出できます。</p> <p>○：日本で検査を受けて植物検疫証明書を添付すれば輸出できます。</p> <p>P：輸出前に相手国の「輸入許可証」の取得が必要です。</p> <p>☆：特別な検疫条件(二国間合意、栽培地検査等)を満たしたもののみ輸出できます。詳しくは最寄りの植物防疫所におたずね下さい。</p> <p>×：相手国が輸入を原則禁止しています。</p> <p>△：最寄りの植物防疫所におたずね下さい。</p> <p>□：不明または相手国の輸出条件に関する情報がほとんどありません。</p>		
	台湾	○	○	○	☆	☆	○	○	○	☆	☆	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	□	△	△	△			
	中国	×	×	×	P	×	×	×	×	×	P	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	☆	○	△	△		△	
	香港	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△		△	△
	モンゴル	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	△	□	□	□		□	
	フィリピン	×	×	×	P	P	×	×	×	×	P	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	P	◎	○	P	△			
	ベトナム	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△		△	△
	タイ	○	○	○	○	○	×	○	☆	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△		△	△
	シンガポール	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎
	マレーシア	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△	◎	△	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	P		△	△
	インドネシア	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	○	○	○	○	P	○	P	○	P	△ ^{*16}	□	P	△		△	
	ブルネイ	P	P	P	P	P	P	×	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	□	P		P	△
インド	×	×	P	×	×	×	×	×	P	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	P	×	×	×	P	○	△	△	△			
スリランカ	P	P	P	P	P	P	×	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	□	P	△	△		
パキスタン	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	□	△	△	△		
中東	アラブ首長国連邦	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	□	P	P	△		
	サウジアラビア	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	
	オマーン	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	
	バーレーン	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	
	クウェート	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	
カタール	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□		
欧州	EU	○	◎	△	○	○	◎	○ ^{*5}	△	△	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	ウズベキスタン	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P		
	クロアチア	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	◎	◎	◎	△	
	スイス	○	◎	△	○	○	◎	◎	◎	△	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	ノルウェー	◎	◎	○	○	○	◎	○	○	○	○	◎ ^{*8}	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
ロシア	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P			
北米・中南米	米国(本土)	×	P ^{*9}	×	☆	×	×	×	☆	×	☆	P ^{*9}	×	×	×	×	×	×	×	×	P ^{*9}	×	◎	×	P ^{*9}	P	×	P ^{*9}	◎	◎	△	△	△			
	カナダ	◎	◎	×	☆	☆	◎	☆	◎	×	☆	×	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	P	◎	◎	P	P	P	P	P	P	◎	◎	△	△	△		
	チリ	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	□	◎ ^{*12}	△	△	△		
ブラジル	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△		
大洋州	オーストラリア	☆	☆	×	☆	×	×	×	×	☆	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	◎ ^{*13}	◎	◎ ^{*14}	△	△	△			
	ニュージーランド	×	×	×	×	×	×	×	☆	×	☆	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	◎	◎	×	△	△	△			

【注釈】

- *1 九州及び南西諸島で生産されたものの輸出は不可
- *2 与那国島で生産されたものの輸出は不可
- *3 北緯 30 度以南の南西諸島、小笠原諸島、大東諸島で生産されたものの輸出は不可
- *4 ジャガイモ疫病の発生地域で生産されたものでないことが条件になっているが、日本では本病の発生が報告されており、輸出不可
- *5 キプロス向けのものについては果実に葉がついてなく、ブドウネアブラムシに対する栽培地検査又は消毒が必要
- *6 Dendranthema 属、ナデシコ属、ペラルゴニューム属は栽培地検査又は消毒が必要
Dendranthema 属、ナデシコ属、カスミソウ属、ソリダゴ属についてはトマトハモグリバエが付いていないこと
ラン科の切り花については、ミナミキイロアザミウマが付いていないこと
アスター属、エリンギウム属、カスミソウ属、ヒペリカム属、リシアンサス属、バラ属、ソリダゴ属、トラケリウム属については、タバココナジラミが付いていないこと
- *7 キク属は禁止
キク属以外の切り花については、輸入許可証不要
- *8 4 月 16 日～9 月 30 日の期間に輸入される場合は、検疫証明書が必要
- *9 奄美諸島、小笠原群島、琉球諸島、トカラ列島、硫黄列島で生産されたものは輸出不可
- *10 (欠番)
- *11 (欠番)
- *12 栽培地検査又は消毒を必要とする植物が多種類存在
- *13 FCL(FULL Container Loads) 貨物については、ヒメアカカツオブシムシに対する空コンテナークン蒸が必要
- *14 イネ科、ネギ属、フトモモ科、ヘリコニア属、ホウキモロコシは不可
- *15 フランス (Brittany)、アイルランド、ポルトガル (Azores)、フィンランド、リトアニア、イギリス (Northern Ireland) は輸出検査が必要、他の国又は地域は検査不要
- *16 収穫期前後を除く期間に限り、インドネシア商務省の許可を得たもののみ輸出可能

※注意事項・ご利用方法

1. 利用上の注意

当早見表に掲載されている情報の正確性については万全を期しておりますが、元となる諸外国の検疫規則は変更されることがあり、実際の内容と異なっている場合があります。実際の輸出に際しては、相手国の最新の受入条件の確認をお勧めします。
また、ここで掲げられている検疫条件は、各国の植物検疫上での要求であり、ここで輸入が可能となっている場合であっても、ワシントン条約やそれぞれの国の他の法令等により輸入が制限される場合があります。

2. 諸外国の輸入許可制度について

輸出相手国の輸入許可に関する照会・手続については、現地輸入者等の関係者を通じて輸入国の農業担当当局または植物検疫当局に確認するか、あるいは対象国の在日大使館にお問い合わせください。

別表2：畜産物の輸出検疫条件一覧

日本から輸出される畜産物の受け入れ状況一覧

※本表は平成21年5月14日現在の情報に基づくものです

ア、日本からの輸入条件等を定め、輸入を認めている国（相手国政府との間で輸出に必要な条件や証明書様式が取り決められている国です。）

牛肉	豚肉	鶏肉	牛皮	豚皮	殻付き鶏卵	ケーシング
香港 シンガポール アラブ首長国連邦 米国 カナダ	韓国 台湾※ 香港※ シンガポール	韓国 香港	韓国	韓国 香港	シンガポール	EU※

(注) ※印が付された国・畜産物の輸出のための条件の詳細は、輸出しようとする処理施設を所管する都道府県の食品衛生部局にお問い合わせください。それ以外の国・畜産物の輸出のための条件の詳細は、最寄りの動物検疫所にお問い合わせください。

イ、日本からの輸入を認めていない国

牛肉	豚肉	鶏肉	豚皮	殻付き鶏卵
韓国 台湾 中国 マカオ フィリピン タイ インドネシア サウジアラビア EU ロシア トルコ 豪州 ニュージーランド ポーランド 北マリアナ諸島	中国 ガボン共和国 EU	中国 フィリピン 米国 ブラジル サウジアラビア ガボン共和国 EU	中国 EU スロベニア	ガボン共和国 EU

【注釈】

1 日本から次のものを輸出する場合には、輸出相手国が求める輸入条件の有無や輸出する量、目的（個人用、販売用）、輸送手段（手荷物、貨物）にかかわらず、動物検疫所で輸出検疫を受け、輸出検疫証明書の交付を受ける必要があります。

（輸出検疫が必要なもの：指定検疫物）

ア、対象となる動物等の種類

- ・ 偶蹄類の動物（牛、豚、山羊、羊など）
- ・ 馬
- ・ 鶏、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥、あひる・がちょうその他のかも目の鳥類（以下「かも類」といいます。）
- ・ 犬
- ・ 兎
- ・ みつばち

イ、対象となる畜産物の種類（特に記載のない限り、アの動物等に由来するもの）

- ・ 骨、肉、脂肪、血液、皮、毛、羽、角、蹄、腱及び臓器
- ・ 生乳、精液、受精卵、未受精卵、ふん及び尿
- ・ 鶏、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥及びかも類の卵
- ・ 骨粉、肉粉、肉骨粉、血粉、皮粉、羽粉、蹄角粉及び臓器粉
- ・ ソーセージ、ハム及びベーコン

ウ、輸出相手国が家畜の伝染性疾病の病原体をひろげるおそれの有無についての検査証明書を要求している動物、その他の物

2 輸出に際しては、日本の輸出検疫に加えて、輸出相手国が求める輸入条件を満たす必要があります。輸出のための具体的な手続きについては、必ず、最寄りまたは畜産物を輸出しようとする海港、空港の動物検疫所（動物検疫所ホームページ <http://www.maff.go.jp/aqs>）におたずねください。なお、※印を付した国・畜産物の輸出のための条件の詳細は、輸出しようとする処理施設を所管する都道府県の食品衛生部局にお問い合わせください。

3 本表の輸出相手国の輸入条件は、日本での家畜伝染病の発生状況などによって変更されることがあります。最新の情報は、在日大使館等にお問い合わせ下さい。

4 この表に記載されていない国・畜産物の輸出に関する手続きについては、最寄りの動物検疫所におたずね下さい